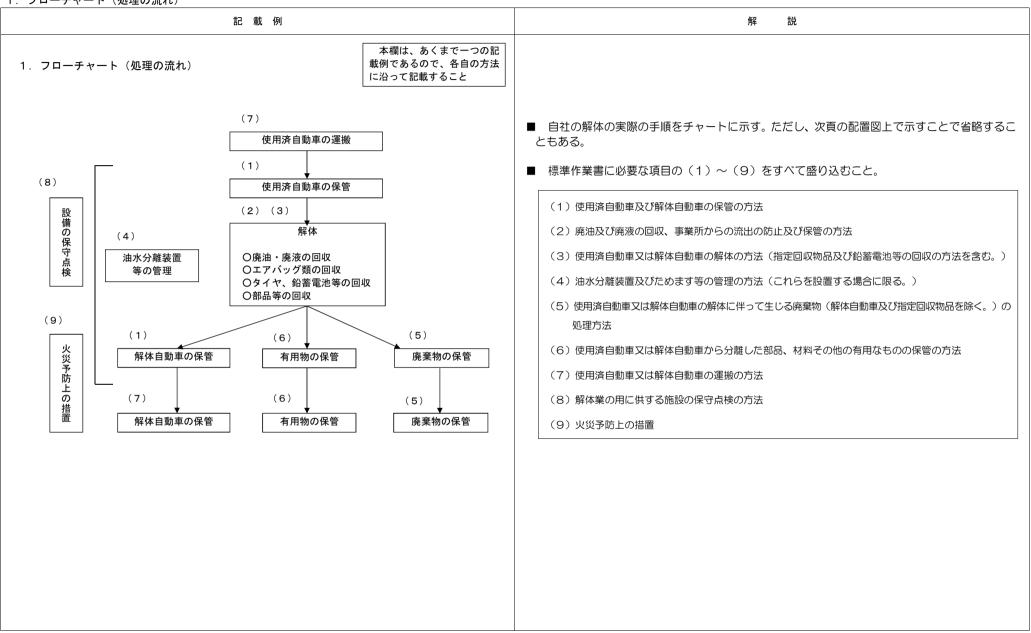
記載例	解説
標準作業書 (解体業)	
〇〇自動車解体	
平成〇〇年〇月〇日 制定平成〇〇年〇月〇日 改訂	 ■ 作業工程の改善を随時行い、標準作業書の見直しを行う。 ■ 改訂した場合は、改訂履歴を記入。この場合、所管する都道府県知事又は保健所設置市長に改定から30日以内に届出が必要。

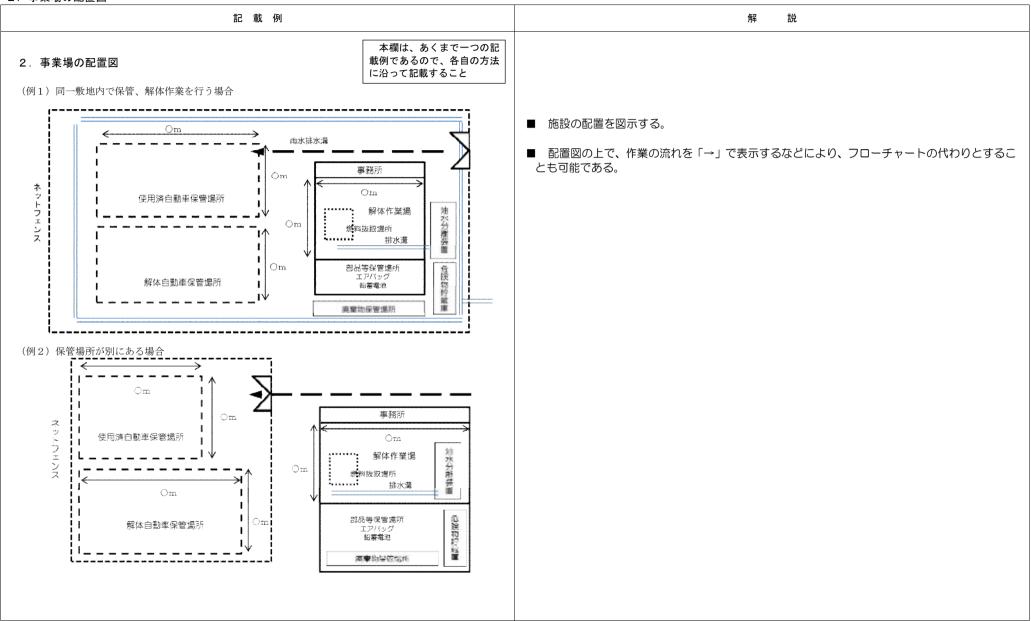
記載例	解説
本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること	
1. フローチャート(処理の流れ) 4	■ 標準作業書に記載すべき項目が網羅されていることがわかる目次を記載すること。
2. 事業場の配置図 5	
3. 使用済自動車の運搬の方法 7 (1) 自社車両による運搬 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
4. 使用済自動車の保管 10 (1) 保管場所の範囲の明確化 (2) 保管の方法	
5. 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 (1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法 (2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法 (3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法 (4) 冷却液(LLC)の回収と保管の方法 (5) ウオッシャー液の回収と保管の方法 (6) 降雨前対策 (7) 燃料等が漏出した際に講じる措置 (8) 廃油及び廃液の処理 (9) 回収機の維持管理	
6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法 16 (1) 油水分離装置の管理 (2) ためます等の管理	
7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、 部品・材料その他有用なものの保管の方法 17 (1) バッテリー(鉛蓄電池)の回収・保管 (2) 廃タイヤの回収・保管・処理 (3) エアバック類の回収・保管・処理 (4) 有用部品等の回収と保管 (5) その他 (6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合	

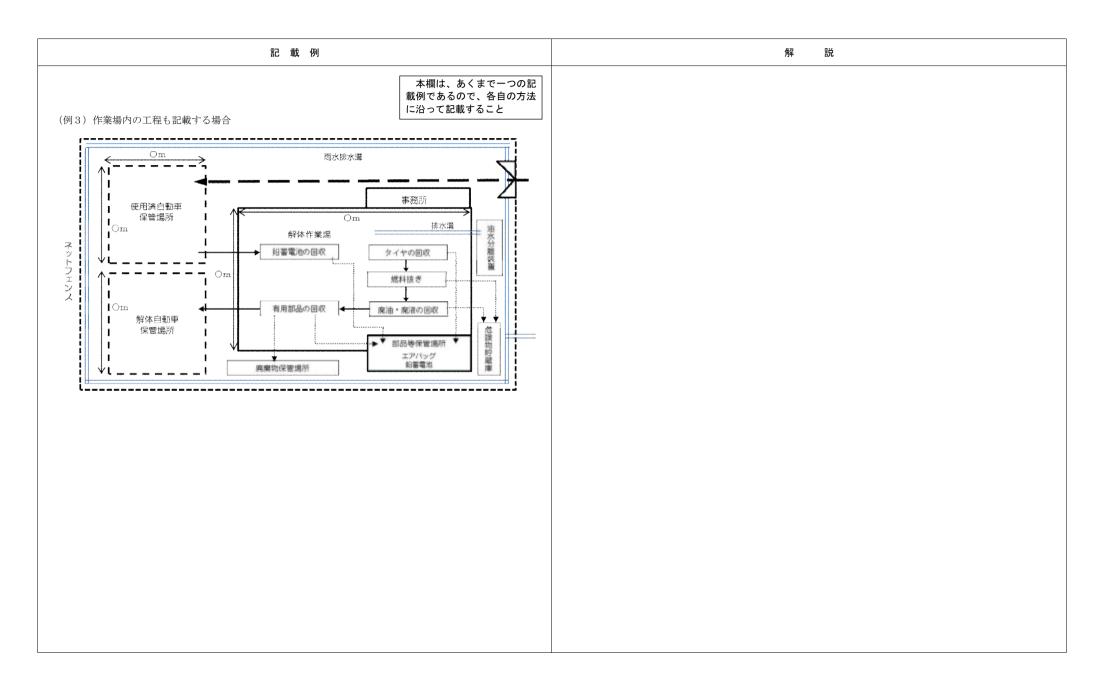
記載例		解説
	本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること	
8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 (1) 保守点検計画 (2) 事故時の対応	2 3	
 9. 火災予防上の措置 (1) 危険物への対応 (2) 高圧ガスへの対応 (3) 労働安全衛生法への対応 (4) 緊急通報体制 (5) 従業員への周知・教育・訓練 	2 4	
10. 解体自動車の保管の方法 (1) 保管場所の範囲の明確化 (2) 保管の方法	2 8	
1 1. 解体自動車の運搬の方法 (1) 自社車両による運搬 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	3 0	
この標準作業書は、事業所内に常備し、従業者に周知 外国人従業員についても、作業例を実際に示すなどに		■ 外国人従業員がいる場合は、その周知方法も記載する。

1. フローチャート(処理の流れ)



2. 事業場の配置図





3. 使用済自動車の運搬の方法

記載例

3. 使用済自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること

① 自社車両を使用し運搬する。使用車両は以下のとおり。

使用車種	最大積載量	登録番号
セルフローダー	4 t	OO50000
セルフローダー	2 t	000000
キャリアカー	4 t	000000
平ボディ車	2 t	002000
レッカー車	4 t	005000

車両の写直

3. 使用済自動車の運搬の方法

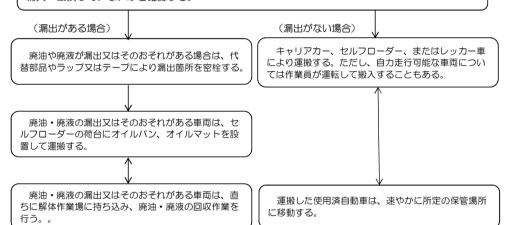
(1) 自社車両による運搬

① 使用済自動車の運搬を行うときには、廃棄物処理法に定める収集・運搬の基準に適合した適正な運搬を行うとともに、他社に運搬を委託する場合には、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬業の許可を有する者に委託する必要がある。

莊

〔フロー例〕

運搬前にオイルやクーラントなど、廃油・廃液が漏出していないか、各キャップやドレンボルトが 紛失・破損していないかを確認する。



事故車など、廃油・廃液の漏出が著しいものは、積込み場所において、廃油・廃液の抜き取り作業を行い、運搬中の漏出事故の防止を図る。

運搬方法は、特に限定されていないが、次のような運搬の方法がある。

- 自力走行可能な車両については、当該車両を運転して運搬する。
- キャリアカー、セルフローダーなど車両輸送専用車を使用する。
- クレーン付き平ボディのトラックなどを使用する。(車両輸送専用車以外で運搬する場合には、チェーンやベルトなどによりしっかり固定するとともに、積卸しの際に衝撃で車両及び事業所の床面等を破損させないよう注意する。)
- レッカー車での運搬又は牽引による運搬を行う。(廃油・廃液の漏出及びそのおそれがない場合に限る。)

本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

使用済自動車の当社への運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

- 他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物処理 業の収集・運搬業(積む場所、卸す場所それぞれを所管している都道府県等の許可が必要)の許 可を有するものに委託する必要がある。
- この際、廃棄物処理法上のマニフェストの交付は不要であるが、産業廃棄物である使用済自 動車の場合は、委託契約が必要となる。

この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2(委託基準)及び同施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書面)並びに同8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)の定めに従って行う必要がある。また、この契約書は契約の終了の日から5年間保存しておく必要がある。

<事業者の産業廃棄物の運搬等の委託の基準>

- 1 受託者が廃棄物収集運搬業の許可(積む場所、卸す場所それぞれを所管している都道府県等の許可が必要)を有していること。
- 2 受託者が産業廃棄物収集運搬業者である場合、事業の範囲に金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類が含まれていること。
- 3 次に掲げる事項を含む委託契約を書面により行うこと。
- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 委託契約の有効期間
- ④ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑤ 受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって、かつ、委託しようとする産業廃棄物がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面(許可証の写し等)
- ⑥ 受託者が積替・保管を行う場合、その場所の所在地、保管できる種類及び保管上限
- (7) 受託者が積替・保管を行う場合、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ⑧ 適正な処理のために必要な事項
- イ) 廃棄物の性状、荷姿に関する事項
- 口) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- ハ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
- 二) その他注意すべき事項
- ⑨ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑩ 契約解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- 4 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。

4. 使用済自動車の保管

記載例

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(1) 保管場所の範囲の明確化

4. 使用済自動車の保管

- ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の境界に白線等を引いて(又はロープ等の目印となるものを地面に固定し)、保管場所の範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積はOOm²

(2) 保管の方法

- ① 保管は、囲いから 30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとする。
- ② 使用済自動車の最大保管量は〇〇台とする。
- ③ 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

写真

<トラック等大型車を保管する場合>

平置きで保管する。

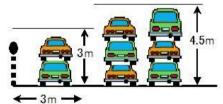
解 説

4. 使用済自動車の保管

- (1) 保管場所の範囲の明確化
- ① 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを 避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ② 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。
- ③ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が使用済自動車や解体自動車の保管場所である場合には、例えば以下のような様々な対応が考えられる。
 - 許可申請の際に提出する図面や、標準作業書でその範囲を明確にする。
 - ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
 - 地面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。
 - 保管場所の境界にカラーコーンを置く。

(2) 保管の方法

- ① 保管の高さ、保管量の上限
- ・使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。
- ・使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする必要がある。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ラックを設ける場合にあって、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、 適切に積卸しができるものにあっては、高さの制限はこの限りではない。

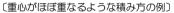


- ・保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管で きる数量とする必要がある。
- ② 使用済自動車は適正に保管すること。
- 使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下する ことのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、 適正に積み重ねることとする。
- 使用済自動車、未プレス解体自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。

記載例 解 説

> 本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること



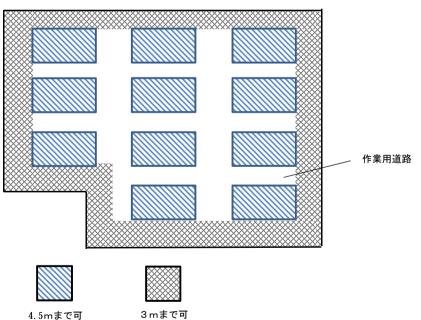




〔乱雑で不適正な積み方の例〕

※ 保管場所の面積が広い場合

火災予防上支障がないよう、また、使用済自動車を容易に取り出せるよう作業用の通路を確保 することが望ましい。



記載例	解説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること 〈床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車を保管する場合> 〇 保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽などは設けないが、老朽や事故車など、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所での	※ 廃油・廃液が漏出するおそれがある場合の措置 保管場所の床面が鉄筋コンクリート構造で、油水分離装置とそれに接続する排水溝が設置されていることが原則であるが、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車(老朽化した)
廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。	使用済自動車、事故にあった使用済自動車など)であっても、廃油・廃液の回収を確実に行い、 漏出しないよう処置すればこれらの構造を有していない保管場所でも可能である。
<床面の厚さが 15cm以下の場合> ○ 保守点検を確実に行い、ひび割れ等が見つかった場合は直ちに補修する。 ○ 重機を用いる場合は、鉄板を敷く。	※ 床面の厚さ 鉄筋コンクリート舗装の厚さが 15cm 以上あり、適切な配筋を備えていれば、一般に構内 舗装においては十分な強度を持つと考えられるが、これに満たない場合は、保守点検を確実に 行い、ひび割れ等が発見された場合は直ちに補修する、鉄板を敷く等の対応により、廃油・廃 液の地下浸透が起きないよう措置する。
<使用済自動車を引き取ってその都度解体する場合> 〇 解体作業場において、直ちに解体するため、特段の保管場所は設けていない。保管は解体作業場のみで行う。	※ 使用済自動車を引き取ってその都度解体する場合は、使用済自動車の保管場所を別に設ける には及ばないため、その旨記載する。

5. 廃油及び廃液の回収・事業所からの流出の防止及び保管の方法

記載例

5. 廃油及び廃液の回収・事業所からの流出の防止及び保管の方法 載例であるので、各自の方法

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法

配置図参照

作業場所、保管場所の写真

- (2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法
 - ① 燃料タンクのドレンボルトを緩め、燃料を抜き取る。
 - ドレンボルトがない車両は、燃料ポンプを外し、燃料を抜き取る。
 - の燃料ポンプを外せない車両は、タンクに穴を開けるかタンクを下ろし抜き取る。
 - ② 燃料タンクから燃料が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。
 - ③ 受け皿の燃料は、専用の回収缶に回収し、危険物保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。この際、ドラム缶(タンク)のフタを確実に締めたことを確認する。
 - ④ ガソリンと軽油は別々に回収し、保管するドラム缶にはガソリン・軽油の表記を確実に行う。
 - ⑤ 燃料が床面に飛散した場合には、直ちにウエスで拭き取る。
 - ⑥ 燃料は自社消費する。

燃料回収・保管の写真

※①~④については、写真による代用でも可。

- (3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法
 - ① 車両の下に、廃油の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。
 - ② 回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを抜き取る。パワーステアリングのオイルは、エンジンルームのオイルタンクから吸引装置を使い抜き取る。

オイルの種類	回収方法•時間	
エンジン		
ミッション	自然落下〇〇分	
デフ		
クラッチ	1	
パワステ	吸引装置	

解 説

- 5. 廃油及び廃液の回収・事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法
- 燃料抜取場所及び保管場所を明示すること。
- (2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法
- 各種オイル、廃液の回収手順及び保管の方法について記載する。
- 記載例のほかに、燃料タンクの下からヤリやドリルを使用して穴を開け燃料を回収する方法 や、燃料タンクを取り外して缶に燃料を受け取る方法等もあるので、手法に応じて記載すること。
- 〇 消防法では、指定数量(ガソリン 200 リットル以上、軽油 1,000 リットル以上、エンジンオイル等 6,000 リットル以上)回収・保管・処理する場合は、市町村長の許可が必要である。また、市町村の条例によって、指定数量の 1/5 以上から指定数量未満の危険物の保管について、届出や技術基準が定められていることが一般的であるので留意すること。

消防法に基づく石油類の種類と指定数量

第一石油類(引火点 21℃以下) 200 リットル(ガソリン等・引火点-40℃)

第二石油類 (21~70℃) 1,000 リットル (軽油等・引火点 45℃以下)

第三石油類(70~200℃) 2,000 リットル(重油等)

第四石油類(200℃以上) 6.000 リットル(ギヤ油、潤滑油等)

上記の石油類は同法で保管容器(金属製の容器等)の指定がある。

- (3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法
- ブレーキ、クラッチ、パワステに関しては、これらを操作しながら回収を行うことが望ましい。
- 廃油・廃液を回収し、再資源化を自ら行うか、又は再資源化を業として行うことができる者に 引き渡すこと。

記載例 解 説 本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること ③ オイルが十分に抜けたことを確認し、各ドレンボルトを締める。 ④ 危険物保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。 ⑤ オイルが床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取る。 回収・保管の写直 ※①~④については、写真による代用でも可。 (4) 冷却液(LLC)の回収と保管の方法 ① 車両ラジエターの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。 ② ラジエターのドレンボルトを外し、自然落下により冷却液を抜き取る。 ③ 冷却液が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。 ④ 保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。 ⑤ 冷却液が床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム 缶に移す。 回収・保管の写真 ※①~④については、写真による代用でも可。 (5) ウオッシャー液の回収と保管の方法 ① ウオッシャー液タンクの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。 ② タンクの配管を外し、自然落下によりウオッシャー液を抜き取る。 ③ 保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。 ④ ウオッシャー液が床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上 記ドラム缶に移す。 回収・保管の写真 ※①~③については、写真による代用でも可。

解 説

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(6) 降雨前対策

- ① 降雨前には、ためますに溜まっている燃料を除去する。
- ② 台風や警報など大雨前には、油水分離装置に溜まっている廃油等を除去する。

<屋根がない場合>

○ 作業をしない時、降雨時は、燃料抜取場所及び解体作業場を不透水性のシートで覆う。

(7) 燃料等が漏出した際に講じる措置

燃料等が床面に漏出した場合は、ウエスで速やかに拭きとり、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

(8) 廃油及び廃液の処理

- 廃油・廃液ともに、再利用しない場合には廃棄物処理法に従い、産業廃棄物として適正に 処理を委託する。
- おおむね週〇回、産業廃棄物収集運搬業者に引き渡す。

<油水分離装置、排水溝がない場合>

- 作業終了後は床面を点検し、オイル類は必ず拭き取っておく。
- 清掃には水を用いない。
- 廃油・廃液が床面に漏出した場合は、ウエスで直ちに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

(9) 回収機の維持管理

回収機にトラブルが発生した場合は工場責任者が納入業者〇〇社に連絡し速やかに復旧対策をとる。

(6) 隆雨前対策

○ 屋根等の設置については、都市計画法における開発行為の許可や建築基準法における建築確認が必要となる場合があるため、建築部局と十分協議をすることが必要。

<屋根がない場合>

以下のような様々な対応が考えられる。

- 降雨のない日時に、あらかじめ燃料や廃油・廃液を抜き取っておき、降雨時の解体作業に備える。これにより、油液類の油水分離装置への流入を最小限に抑えることとする。
- 降雨時には、燃料、廃油、廃液等は抜き取らず、車の引取り、部品の整理等他の業務を行う。

(8) 廃油及び廃液の処理

- 産業廃棄物の引渡しに先立ち、各処理業者と委託契約を締結する。
- 産業廃棄物の引渡しにあたっては、マニフェストを発行し廃棄物処理法に従い適正に運用する。

6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法 記載例 解 説 本欄は、あくまで一つの記 6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法 載例であるので、各自の方法 6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法 に沿って記載すること (1) 油水分離装置の管理 (1)油水分離装置の管理 〇 槽の上には、物を置かない。 油水分離装置からの廃油の回収については、連続式の回収装置や吸引による回収などが挙げ ○ 各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。 られる。 ○ 毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。 ○ 最終槽に油膜が見られる場合には、全ての吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で 廃油を専用のドラム缶に回収する。 ○ 廃油、汚泥は、月に○回引き抜き、産業廃棄物処理業の許可を持つ○○清掃(株)(許可番 号………)に処理を委託する。 (2) ためます等の管理 ○ 1日の作業が終了した後、廃油等をためますに設置した燃料回収容器から専用のドラム缶に 移しかえる。 油水分離装置、ためます等の 配置図、写真

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法

記載例

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる 廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法 解 説

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる 廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法

解体の順番は各業者により異なるので、各業者が通常行っている手順に沿って記載する。

解体業者による再資源化に関する基準(規則第9条)

- ① 部品、材料その他有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。
- ② 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯(以下「鉛蓄電池等」という。)を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。
- ③ 技術的か経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他有用なもの(鉛蓄電池等を除く。)を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。
- ④ 前二号の規定により回収した部品、材料その他有用なものについては、その再資源化を行うまでの間 (当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間)、適正に保管するよう努めること。

■ 産業廃棄物の保管基準

- 周囲に囲いが設けられていること。
- 掲示板を掲示すること。
 - ・大きさは縦、横それぞれ 60cm 以上
 - 産業廃棄物保管場所の記述
 - ・保管する産業廃棄物(金属くず、廃プラスチック類等)の種類
 - 保管場所の管理者の氏名名称
 - ・保管高さの最大値(屋外の場合)
- 保管の場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透せず、並びに悪臭が発散しないこと。
- ねずみ、蚊、ハエ等の衛生害虫が発生しないこと。
- 屋外に保管する場合にあっては以下の高さ基準を遵守すること。

記載例	解説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること	
1) 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池の回収・保管 〇 鉛蓄電池等を回収し、専用コンテナに入れ保管する。	(1) 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池の回収・保管
規定の数量に達したら業者(〇〇)を呼び、売却する。	○ 鉛蓄電池等を回収し、再資源化を業として行うことができる者等に引き渡すこと。
鉛蓄電池の保管状況の写真	
	(2) 廃タイヤの回収・保管・処理
2) 廃タイヤの回収・保管・処理① 廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、保管上限量に達した段階で産業廃棄物処理業者へ処理委託する。	タイヤを回収し、再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。
○ 委託処理業者 収集運搬業者:○○有限会社、許可番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 産業廃棄物の引渡しに先立ち、各処理業者と委託契約を締結する。
② 利用可能なタイヤについては、顧客等に販売する。	○ 産業廃棄物の引渡しにあたっては、マニフェストを発行し廃棄物処理法に従い適正に運用る。
廃タイヤの保管状況の写真	○ 大量に保管すると、火災予防上問題となるケースがあるので、適正保管量を超えないよう すること。
<屋外に保管する場合> 蚊の発生源とならないようシートで覆いをする。	○ タイヤを屋外に保管する場合、水がたまることによりボウフラが発生し、蚊等の発生源と る場合があるので、水がたまらない工夫(シートで覆いをする、時折水を捨てて積み替える 薬剤を定期的に散布する等)を図る必要がある。
3) エアバック類の回収・保管・処理 <回収の場合>	(3) エアバック類の回収・保管・処理
○ すべてのエアバッグ類について、「引取基準」に従い、インフレーターを回収する。 <車上作動処理の場合>	○ 車上作動処理で、近隣に住宅がある場合は、住宅から離れた建屋内で行う、夜間は作業を わない等の音に配慮した措置を記載すること。
○ 自動車メーカからの委託内容に沿って処理する。 ○ 車上作動処理は建物内で行い、音が漏れないように配慮する。	○ エアバックの引渡義務の履行について記載すること。
車上展開の写真	

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(4) 有用部品等の回収・保管

- ① バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション、足回り等を手作業又はニブラ等の重機により取り外す。または、部品購入の依頼があれば、当社の監督の下、顧客が取り外し販売する。
- ② 大型バス等の場合は、室内照明用蛍光灯を取り外し、産業廃棄物として適正に処理する。
- ③ 回収された有用部品は、専用コンテナ等に入れ、保管場所に搬送し保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでデッドストックとなった部品は、産業廃棄物として適正に処理する。

 - ※ 床面が鉄筋コンクリート等でなく、屋根等もない場所に保管する場合
 - 部品の開口部を締め、油類の漏出が起きないように措置する。
 - 部品外部に付着している油類を十分に拭き取る。

解 説

(4) 有用部品等の回収と保管

《取外し部品例》

図分	部品名	取扱 例	備考
外装	フロントバンパー、フェンダーバネル、ヘッドランプ、コーナーランプ、コーナーバネル、キャビン、フロントドア、リアドア、サイドミラー、リアバンパー、トランクバネル、リアスポイラー、テールランプ、バックドア、ドアガラスなど	可能性小。ランプ類	
エンジン類	エンジン、ラジエター、フュエルポンプ、ピルクーラー、マフラー、 触某など	廃曲・廃液の漏出の 可能性大。	
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、POT、LSD、プロペラシャフトなど	廃曲・廃液の漏出の 可能性大。	
走行関係	デフ、デフフォーシング、リアシャフト、ドライブシャフト、ABS アクチュエーター、PSギアボックス、PSポンプなど	廃曲・廃夜の漏出の 可能性大。	
懸架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアアーム、アッパー アーム、スイングアーム、アクスルアームなど	廃曲・廃夜の漏出の 可能性小。	
電装	セルモータ、ダイナモ、エアフロメータ、コンデンサ、コンプレッサ、エバボレータ、スピードメータ、タコグラフ、エアコンバネル、オートアンテナ、カーコンパ、各種コンピュータなど	廃由・廃液の漏出の 可能性小。屋内保管 の必要あり。	
内装	ステアリングホイール、インストゥルメントバネル、シート、エア バッグなど	廃油・廃液の漏出の 可能性小。	

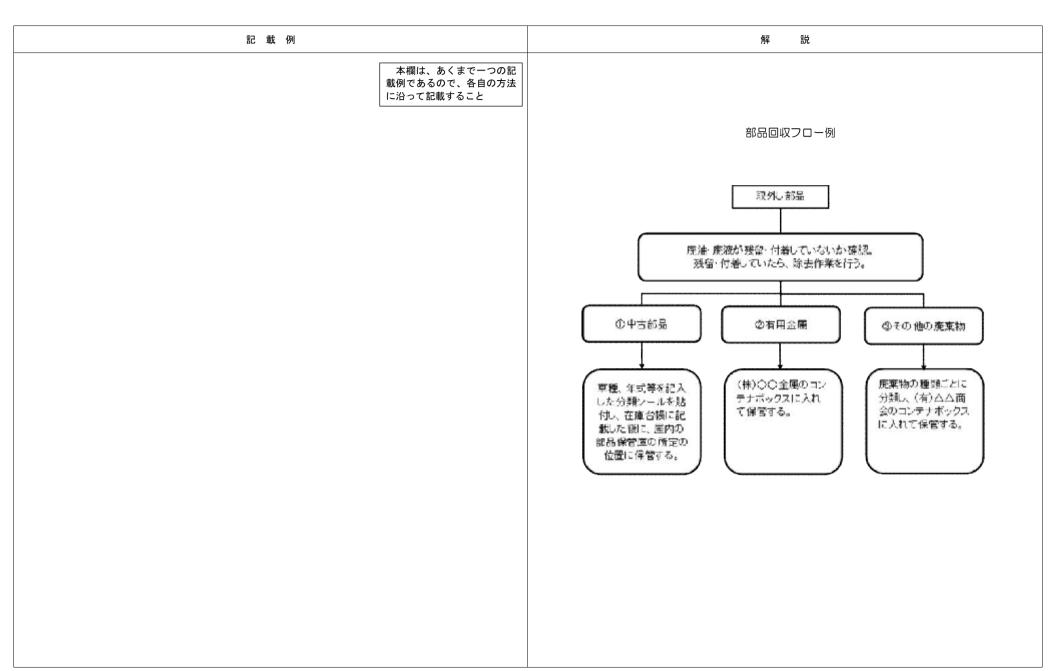
■ 電装品及び廃油が付着している可能性の高いミッションやエンジン部分については、屋外に放置することがないよう注意する。廃油、廃液や鉛等の有害物質が付着している可能性のないものについては、必ずしもこの限りではない。

■ 廃油・廃液の漏出防止措置

使用済自動車等から分離した部品等の保管については、残留又は付着している廃油・廃液が流出しないよう措置を講じる必要がある。

例えば、以下のように行う。

- まず、廃油・廃液が残留又は付着している部品とその他のものを区分する。また、① 商品となるもの、②有価物として金属回収業者等に引き渡すもの、③その他廃棄物に分ける。
- ①~②に該当するもののうち廃油・廃液が残留している部品は、鉄筋コンクリート舗装の床など漏出対策の整った場所において廃油・廃液を完全に抜き取り、オイルキャップやドレンボルトなど開口部を確実に塞いだ上で、部品の表面に付着した油分等をウエスなどで拭き取る。必要に応じ、部品をビニールシートなどで包むことも有効である。



記載例 解 説 本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること ■ 部品等の保管の方法 ○ 保管の方法については、専用ラックへの配架が望ましい。部品どうしを積み重ねると破損し 残留廃油・廃液の漏出の原因ともなるので注意を要する。 ○ ラックは、保管する部品の重量及び地震等にも十分耐え得る素材と構造を有したものとする 必要がある。また、ラックの構造耐力、場内搬送機器の能力を勘案したラックの高さ、保管量 を決定する必要がある。さらに、支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないよう支柱 にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。 ○ ラック以外では、鋼製ボックスやワイヤーボックスの積み重ねるという方法もあるが、崩落 等が発生しないようボックスどうしをフック、爪等により固定できる構造とする必要がある。 ○ 不透水性の床面及び屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備 がある場合でも、部品から廃油・廃液の除去することが重要である。また、これら施設がない 場合には、廃油・廃液の除去の方法等を「標準作業書」に明記する必要がある。 (鋼製ラック) (コンテナボックス) (フック等の活用)

本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること

(5) その他

- ① 車載用LPGボンベは取外し、処理業者に引渡す。
- ② 蛍光管は破損しないよう取外し、保管する。

(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合

○○については、産業廃棄物処理基準に従い、自ら処理する。

解 説

(5) その他

- LPG ボンベ等、他に取り外すものがあればそれについても記載する。車載用 LPG ボンベは 高圧ガス保安法第 25 条の規定(高圧ガスの廃棄の場合は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方 法について経済産業省令で定める技術上の基準に従って行わなければならない)に従って、 LPG を廃棄することが必要である。
- 残存 LPG をアセチレンの代用として用いる場合は、その旨記載する。
- 産業廃棄物の引渡しに先立ち、各処理業者と委託契約を締結する。
- 産業廃棄物の引渡しにあたっては、マニフェストを発行し、廃棄物処理法に従い適正に運用 する。
- (6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合
- 自ら処分を行う場合(自社処分)として、次のような廃棄物処理があるが、焼却については、 野焼きや簡易な焼却炉による焼却行為は禁止されていることに注意が必要。
 - 廃油の焼却
 - 廃プラスチック類の焼却(シュレッダーダストではないもの)
 - 木くずの焼却
 - 廃エンジンの焼却(金属溶解によるアルミニウム地金製造)
 - ウエスの焼却
 - 油水分離
- 上記の自社処理では、廃棄物処理法第 15 条により、下記の同法施行令第7条の施設内容と 規模要件に該当すれば施設の設置許可が必要である。自社処分であるため廃棄物処理業の許可 は必要ない。
 - 廃油の焼却施設は処理能力: 1 m³/日、200kg/時又は火面積が2 m²以上
 - 廃プラスチック類の焼却施設は処理能力:100kg/日又は火面積が2m²以上
 - 産業廃棄物の焼却施設(木くずの焼却、廃エンジンの焼却)は処理能力:

200kg/時又は火面積が 2m²以上

- ・ 油水分離施設は処理能力:10m3/日以上
- 大気汚染防止法第6条で焼却施設の処理能力 200kg/時又は火格子面積が2m²以上の施設、ダイオキシン類対策特別措置法第12条で廃棄物焼却炉の処理能力50kg/時又は火格子面積が0.5m²以上施設は届出が必要である。

さらに、全ての施設は廃棄物処理法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の 構造基準に適合していなければならない。

○ 車載用 LPG ボンベは高圧ガス保安法第 56 条の規定(LPG ボンベを廃棄する者は、くず化しその容器が使用できないように処分しなければならない)により、処理することが必要となる。

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

記載例

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(1)保守点検計画

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。

	1	1	r
区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1 囲い等	①破損の有無	1回/月	
1 MO 4	②施錠の適否	毎日(作業終了時)	
0 #=	①ひど割れの有無	€ □(#\ ** □+\	①直ちに補修
2 床面	②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜の有無	毎日(始業時)	②直ちに補修
	3개期與07有無		③直ちに除去
	①終末排水溝での油膜の有無	1)油時	
3 油水分離槽	②堆積物の量	②1回/週(金曜日)	
	③降雨予想時の廃油の抜取り確認	③降雨予想時ごと	
4 排水溝	①破損の有無	1回/调(金曜日)	①直ちに補修
4 191-71公再	②ごみ・異物の撤去		()直つl Chello
5 <i>ため</i> ます	①破損の有無	1回/週(金曜日)	①直ちに補修
5 720,59	②貯留量の確認		②適宜汲み取る
	①油・液の漏れの有無	①毎日(終業時)	①直ちに除去
	②ボウフラの発生の有無	②1回/2週(第2・	②薬剤散布
6 保管場所		第4月曜日)	
解体作業場		(5~9月期)	
油抜取場所	③屋根、覆い、囲い、屋根、	③1回/月	③直ちに応急修
	壁等の破損の有無	(第2月曜日)	理後、必要に応
			じて本格補修

(2) 事故時の対応

廃油・廃液の場外への流出を確認した場合は、直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに、土嚢等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐため、オガクズウエス、オイルマットにより、流出廃油等を回収する。

連絡体制については「9.火災予防上の措置」の体制図を準用する。

解 説

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(1) 保守点検計画

自動車解体に使用する施設、機器等については、定期的に検査・点検し、常時適正な状態を保 つ必要がある。そのため、次に例示するような保有する施設、機器等の機能、作業場ごとの環境 を考慮して、保守点検計画を策定するとともに、責任者を定め、当該計画に則った点検・保守作 業を行う必要がある。

① 囲い等

囲いに破損箇所がないかどうか、施錠は確実に行われるかどうかを定期的に確認する必要がある。

② 床面

鉄筋コンクリート構造の床面といえども破損、ひび割れがあれば、廃油・廃液の地下浸透を起こす可能性があるので、毎日始業前に点検する必要がある。床面の清掃には、なるべく水を用いることなく、油分等を確認したらウエスやモップで拭き取ることを基本とする。

鉄板を敷いた床の場合は、廃油等の漏出箇所危険箇所に的確に敷設されているかどうか、鉄板の変形により場外へ流出するおそれが生じていないか、溶接箇所に隙間が生じていないかどうかを確認する。

③ 油水分離槽

槽内にたまったピット汚泥は、定期的に除去し、産業廃棄物の汚泥処理の許可業者に委託して処分する必要がある。

また、大雨が予想される場合には、槽内の廃油・沈殿物をドラム缶などに移し替え、雨水によって沈殿物が場外に流出することを防ぐ必要がある。

4 排水溝

継ぎ目部分から漏出がないかどうか、その他破損箇所がないかどうか定期的に確認するとともに、ごみ や部品等が排水路を塞がないよう点検・清掃に小掛ける必要がある。

⑤ ためます

ためますは、廃油・廃液が漏出した際に、そのまま場外に流れ出さないよう一時的に滞留させる装置であり、漏出時に直ちに回収を行わなければ効果がないもので、通常ためますに排水・廃液等がたまった状態になることはない。排水・廃液等の貯留を確認したら直ちに撤去・回収することとし、降雨時には事前にます内を確認し、空の状態にしておく必要がある。

⑥ 保管場所、解体場所、油抜取場所

屋根・覆い及び壁などの破損について定期的に確認する必要がある。使用済トラックのコンテナや幌付き荷台を活用している場合は、雨漏り等が生じていないかどうか、床面に廃油・廃液が付着していないかどうか確認し、施設の構造的なチェックとともに、保管している分離部品からの廃油・廃液の漏出状況を定期的に確認しておく必要がある。

また、保管用のラック、ボックスの破損、変形等を定期的に検査し、破強度・構造に応じた使用法が遵守されているかどうか確認する必要がある。

(2) 事故時の対応

警察、消防への通報をはじめ事業者内での緊急連絡体制をあらかじめ決めておく必要がある。 貯油施設等(タンク等)がある場合、水質汚濁防止法に基づき事故時の措置を都道府県知事 等に報告する必要がある。

9. 火災予防上の措置

記載例

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(1) 危険物への対応

9. 火災予防上の措置

① 回収した燃料等(ガソリン、軽油、廃油)は消防法、市町村火災予防条例に従い、貯蔵・取扱いを行う。

② 管理者の選仟

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物保安監督者: 〇〇〇〇 危険物管理責任者: 〇〇〇〇

(いずれかを記入)

③ 消火器の設置場所、本数等 別図のとおり(消火設備の配置図を添付) 消火器の配置状況の写真

④ 危険物の貯蔵・取扱い

自動車の解体作業では、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行う。

解 説

9. 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応

① 危険物(ガソリン、軽油、Iンジンオイル等含む)は扱っている数量に関係なく、消防法及び市町 村の制定する火災予防条例の規制を受けるものである。

ガソリン、軽油、廃油について抜取り、保管を行わない場合は、その旨を記載する。

消防法による規制(抜粋)

- 1 回収した燃料(ガソリン)
- ① 200 深以上のガソリンを貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。
- ② 40 以以上 200 以未満のガソリンを貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う。
- ③ 40 次未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。
- 2 回収した燃料類(軽油)
- ① 1,000 深以上の軽油を貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。
- ② 200 深以上 1,000 深未満の軽油を貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う。
- ③ 200 は未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。
- 3 回収した廃油(エンジンオイル等)
- ① 6,000 深以上の廃油を貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。
- ② 1,200 深以上 6,000 深未満の軽油を貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う
- ③ 1,200 混未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。

② 管理者の選任

消防法第 13 条第1項(危険物の規制に関する政令第 31 条の2)に危険物保安監督者を定めなければならない製造所等が定められている。

法に定める以外の施設等においても管理責任を明確にするために管理者を選任することが 望ましい。

③ 消火器の設置場所、本数等

消火設備については、危険物の規制に関する政令第20条別表第5により定められている。 (消火器の位置や本数については消防署に確認のこと)

④ 危険物の貯蔵、取扱い

指定数量未満の危険物の貯蔵所、取扱いの基準

- 自動車の解体等の溶断作業等は、可燃性の物品(ガソリン、軽油、エンジンオイル等含む) の付近において行わない。
- 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用 具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行う。
- 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では 喫煙しない。
- 貯蔵、取扱い場所においてはみだりに火気を使用しない。
- 貯蔵、取扱い場所は常に整理、清掃を行い、みだりに空箱その他不用物を置かない。
- 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しない措置を講する。
- 容器に貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、 腐食、さけめ等がないものを使用する。

献	⁄⁄列

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(2) 高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

解 説

- 危険物を収容した容器はみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な取扱いはしない。
- 危険物を収容した容器は地震等により、容易に転落、転倒又は他の落下物により損傷を受けないように措置を講する。

(2) 高圧ガス保安法への対応

- 解体業、破砕業において溶断を行う場合は可燃性ガスである、アセチレン、プロパン、ブタン、天然ガスと酸素が溶断機として使用される。
- 高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第18条の「貯蔵の方法に係る技術上基準」が適用され、ボンベで保管する場合は同規則同条第2項の「容器による貯蔵の基準」が適用される。
- 〇 貯蔵の方法に係る技術上基準
- アセチレン等可燃性ガスは通風の良い場所でする。
- 貯蔵は車両に固定又は積載した状態では行わない。
- 充填容器等は充填容器及び残ガス容器と区分して容器置場に置く。
- アセチレン等可燃性ガスと酸素の容器はそれぞれ区分して容器置場に置く。
- 容器置場には計量器等作業に必要なもの以外は置かない。
- 容器置場の周囲 2m以内においては火気の使用を禁じ、かつ引火性、発火性のものを置かない。
- 充填容器等は常に40℃以下に保つ。
- 充填容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしない。
- アセチレン等可燃性ガスの容器置場には携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入らない。
- 〇 消費の技術 ト 基準
- 充填容器等のバルブは静かに開閉すること
- 充填容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしない。
- 充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずる。
- 消費設備に設けたバルブ、コックには作業員が適切に操作することができる措置を講ずる。
- 消費設備に設けたバルブを操作する場合は材質、構造、状態を勘案して過大な力を加えない措置 を講する。
- アセチレン等可燃性ガスの消費は通風の良い場所で、かつ、容器を 40 \mathbb{C} 以下に保つ。
- 可燃性ガス又は酸素の消費する設備から 5m以内においては喫煙及び火気の使用を禁じ引火性又は発火性の物を置かない。
- 可燃性ガス及び酸素の消費施設にはその規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設ける。
- 熱切断用のアセチレンガスの消費は逆火、漏洩、爆発等による災害を防止する措置を講ずる。
- 熱切断用の天然ガスの消費は漏洩、爆発等による災害を防止する措置を講する。
- 酸素の消費はバルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性のものを除去した後に行う。
- 可燃性ガス又は酸素の消費設備を修理するときは、危険を防止する措置を講ずる。
- 修理が終了したときは当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費しない。
- 高圧ガスの消費は使用開始時及び使用終了時に異常の有無を点検するほか、1 日に 1 回以上作動 状況について点検し、異常のある時は当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講する。

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法

に沿って記載すること

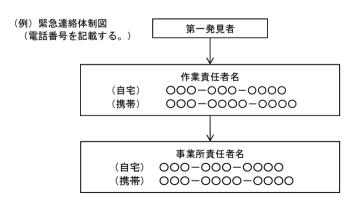
(3) 労働安全衛生法への対応 アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合

作業主任者: 〇〇〇〇

(4) 緊急通報体制

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見や すい場所に掲げる。

また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。



解 説

- 溶断に使用されるアセチレン等の可燃性ガスや酸素については高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第60条の「その他消費に係る技術上基準」が適用される。
- 特に高圧ガスの事故においてはアセチレンの逆火による事故が発生することが多く、逆火 防止装置の装着は重要である。
- タクシーの解体など、LPGボンベを扱う場合においても、上記と同様の取扱いが必要。
- (3) 労働安全衛生法への対応
 - 〇 労働安全衛生法第 14 条 (施行令第6条第2項) にアセチレン溶接装置を用いた溶断作業 には作業主任者を選任すべき旨が規定されている。
 - 高圧ガス保安法と同様に逆火防止のため、安全装置の設置が義務化されている。
 - アセチレン溶接装置を用いて金属の溶断の作業をするときはゲージ圧力 130 キロパスカルを超えるアセチレンを発生させない。
- (4) 緊急通報体制
- 事業所の危険物や高圧ガスを使用する場所や事務所の見やすい場所に掲げ、従業員に周知徹 底することが必要である。
- できれば、関係機関と調整し、通報訓練を実施することが望ましい。

記載例	解 説
本欄は、あくまで一つの 載例であるので、各自の方 に沿って記載すること	
(5) 従業員への周知・教育・訓練	(5) 従業員への周知・教育・訓練
① 危険物の取扱、高圧ガスの取扱等について従業員全員が理解・実践できるよう年〇〇回、	周 〇 火災予防上の措置については、事業所ごとに従業員に周知徹底させることが必要である。
知・教育を実施する。 緊急時における措置について年1回(9月)訓練を行う。	〇 緊急時の対応訓練をできれば年1回程度実施することが望ましい。
② 周知・教育項目〇 ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取扱い	
〇 アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取扱い	
〇 危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法	
O 消火器等消火設備の取扱方法	
O 緊急時 (火災時) の対応方法	

10. 解体自動車の保管の方法

記載例		解説	
10. 解体自動車の保管の方法	本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること	10.解体自動車の保管の方法	
(1) 保管場所の範囲の明確化 ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。 ② 保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置いて、保・ ③ 保管場所の面積はOOm ²		 (1) 保管場所の範囲の明確化 ① 無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。 ② 囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。 ③ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が解体自動車の保管場所である場合には、例えば以下のような様々な対応が考えられる。 ○ 許可申請の際に提出する図面や、標準作業書でその範囲を明確にする。 ○ ローブ等の目印となるものを地面に固定する。 ○ 地面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。 ○ 保管場所の境界にカラーコーンを置く。 	

解 説

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

(2) 保管の方法

- ① 圧縮していない解体自動車を保管する場合は、囲いから $30\,\mathrm{cm}$ 離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから $3\,\mathrm{m}$ 以内では $2\,\mathrm{Q}$ 段積み $3\,\mathrm{m}$ まで、その内側では $3\,\mathrm{Q}$ 段積み $4.5\,\mathrm{m}$ までとする。
- ② 圧縮後の解体自動車については、50%勾配以内にて積み上げ、最大高さは〇mとする。
- ③ 解体自動車の最大保管量は〇〇台とする。

写 真

<トラック等大型車を保管する場合>

平置きで保管する。

(2) 保管の方法

- ① 解体自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。
 - O 圧縮していない解体自動車の保管の高さは、屋外において、囲いから3m以内は、高さ3m以下)まで、その内側では高さ 4.5m以下までとする必要がある。大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
 - 圧縮(重機によるプレス、ソフトプレス、Aプレス、サイコロプレス等)した解体自動車を屋外で保管する場合にあっては、以下の高さを遵守する。

(囲いに接しない場合)
(囲い)

(囲い)

50%勾配

(囲いに接する場合)

50%勾配 0.5m 2 m

② 解体自動車の保管にあたっては、使用済自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。

11. 解体自動車の運搬の方法

記載例

本欄は、あくまで一つの記 載例であるので、各自の方法 に沿って記載すること

11. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

解体自動車の運搬車両への積卸しは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破砕事業者の保管場所の床面を破損させないよう留意して行う。

使用車種	最大積載量	登録番号
クレーン付ダンプ	4 t	OO50000
平ボディ車	2 t	001,0000

車両の写真

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社からの運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

丹牛

諩

11. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

■運搬時の注意事項

○ 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液及び室内蛍光灯の回収が行われていることを確認する。

O 解体自動車に一般ごみなどの異物が混入している場合は破砕業者に引取りを拒否される正当な理由となる。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の運搬を他者に委託する場合、前掲の使用済自動車の運搬と同様に廃棄物処理法の 一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の収集・運搬業の許可(積む場所、卸す場所それぞれを所管している都道府県等の許可が必要)を有するものに委託する必要があり、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、委託契約は必要である。